

# 令和8年度西条市障がい者優先調達推進方針

## 1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、西条市調達方針を定める。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市が発注する物品等の調達について適用する。

## 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

- (1) 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）』に基づく事業所・施設等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
    - (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行うもの（在宅就業障害者）
  - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

## 4 調達の対象品目

調達を推進する物品等の品目は、次のとおりとする。

- (1) 物品
  - ・食料品・飲料等（軽食、菓子類、パン、ジャム、漬物、とうふ製品等）
  - ・紙製品等（名刺、はがき、封筒類、手すき和紙製品等）
  - ・日用品等（モップ、たわし等）
  - ・農作物等（野菜、果物、苗類等）
  - ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
  - ・印刷（リーフレット、冊子、封筒、ポスター等）
  - ・清掃・施設管理等（清掃、除草作業、施設管理等）
  - ・情報処理（データ入力・集計、CAD、ホームページ作成、テープ起こし等）
  - ・クリーニング

- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 5 調達推進のための具体的方法

- (1) こども・福祉部地域福祉課は、障がい者就労施設等から提供可能な物品等の情報や、市が発注を希望する物品や役務等についての情報を収集し、必要に応じて、障がい者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- (3) 発注に際しては、規格や仕様を可能な限り明確化し、必要な調達情報について詳細に説明するとともに、納期の設定や発注方法など障がい者就労施設等の特性に配慮した発注に努め、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努める。
- (4) 障がい者就労施設等からの調達に準じて、共同受注窓口を介した調達の推進に努める。
- (5) 障がい者就労施設等からの優先調達に当たっては、事務用消耗品等に限らず、市・関係団体が主催するイベント等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。

## 6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、速やかに概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

## 7 調達の目標

当該年度の目標は、物品及び役務のそれぞれについて、前年度に障がい者就労施設等から調達した件数及び実績額を上回ることとする。

## 8 調達方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行う。

## 9 調達方針に基づく担当窓口

調達方針の担当窓口は、こども・福祉部地域福祉課とする。

## 10 施行日

この方針は、令和8年4月10日から施行する。